

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和8年度（2026年度）第1回（定例会）

署名人

仲本千佳子

教育長

宮里寿子

開催日時 令和8年（2026年）4月13日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時46分

開催場所 那覇市役所11階 1101会議室

出席者

[教育長・教育委員]

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、秋山淳一委員、友利克輝委員

[事務局職員]

【生涯学習部】稲福喜久二部長、稲福由乃副部長
(総務課) 平良美夏課長

【学校教育部】吉村雅也部長、安次嶺博志副部長

(学校教育課) 石田陽一郎課長、幸地英子副参事、比嘉政宏主査、亀川智管理主事、武村盛晃管理主事、
當銘大樹主事

議事日程 日程2は非公開案件。

1 報 告 1 那覇市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

【学校教育課】

2 報 告 2 教育長が臨時代理したことについて ※教職員（管理職）の異動について

【学校教育課】

(会議録作成 総務課)

宮里教育長 ハイタイ、会議を始める前に、本日より新教育委員の友利克輝委員が会議に参加しております。これからどうぞよろしくお願いいいたします。それでは、令和8年度第1回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日は報告が2件となっております。議事録署名は仲本委員にお願いいたします。

仲本委員 はい。

宮里教育長 では進めてまいります。報告1「那覇市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」の説明をお願いいたします。吉村学校教育部長よろしくお願いいいたします。

吉村部長 はい、よろしくお願いいいたします。報告理由であります。令和8年4月1日より公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の改正施行に伴い、サービスを監督するすべての教育委員会は、教育職員の業務量を適切に管理し、健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられました。同法第8条の規定に基づき、「那覇市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定したので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条に基づき、報告いたします。

宮里教育長 よろしくお願ひします。

比嘉主査 1ページ目が、今回策定する計画の表紙となっております。3ページ目より計画の内容となります。まず計画の趣旨、目的としましては、令和8年4月から給特法が改正され、教育委員会は教員の業務量管理と健康確保の計画を策定・公表する義務が生じました。那覇市では教員のメンタル不調が多く、健康支援や働きやすい環境整備が急務です。そのため、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教員の負担軽減とワーク・ライフ・バランスを推進して、教育の質向上を目指します。本市の現状としましては、令和2年4月に「那覇市教育職員働き方改革推進プラン」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の削減に取り組んでおりますが、令和6年度でも、時間外在校等時間が45時間を超える教員が20%以上おり、授業準備や報告書作成、校務分掌、部活動指導など多くの業務で負担が大きい状況です。今後は人的措置を拡充し、教員に教育の質向上に必要な時間的余裕を確保することが求められております。「2 目標」については、文部科学省は、具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法については、地域の実情に応じて設定することとしており、本市は、次の目標を設けております。まず、1箇月時間外在校等時間が80時間以下の割合を100%にする。2つ目が、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。「3 計画の期間」は、令和8年度から令和12年度までの5年間としており、ただし書きで、期間途中において、社会情勢の変化等の必要に応じて内容及び計画期間の見直しを行うことができるとしてあります。4ページ目をお開きください。「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」としましては、(1)から(3)の内容に取り組んでまいります。(1)「学校と教師の業務の3分類」等を踏まえた業務の見

直しについては、ア 学校以外が担うべき業務の5項目、イ 教師以外が積極的に参画すべき業務の2項目、ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の4項目となっております。次に5ページ目をお開きください。(2)学校においてアからイの措置を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図ります。(3)教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、アからエの内容に取り組んでまいります。あと、「5 関連する取組、今後のフォローアップ」としましては、(1)市内学校の教育職員の勤務状況を把握し、総合教育会議で報告する。(2)児童生徒支援の専門人材確保を関係部局・機関と連携して進める。(3)時間外勤務の達成状況は校務支援システムで確認する。(4)教育委員会が学校の状況を確認し、問題があれば聞き取りや指導、個別支援を行う。(5)働き方改革の周知・管理職研修を充実させ、学校の取組を支援する。(6)保護者・地域への理解促進のため、市長部局と連携し情報提供と協力を求める。説明は以上です。

宮里教育長 はい、比嘉さんありがとうございました。この件に関して、何かご質問ご意見がありましたらお願いいたします。はい、安里委員。

安里委員 説明ありがとうございます。教員の長時間労働とか、メンタルヘルス不調みたいなものが全国よりも、高い水準であるということなので、今回のこの計画はすごく重要な計画なんだろうなと認識しております。お答えできる範囲で構わないんですけども、平均30時間程度に削減するというので、令和8年から令和12年という、5年間見通して、ということではあるんですけども、年度別の何かロードマップっていうか、そういった見通しみたいなものみたいなお考えがあれば、お聞きしたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

宮里教育長 はい、比嘉主査をお願いします。

比嘉主査 はい、お答えします。横書きの別添3-2と書かれた資料をお開きください。こちらの2ページ目に書いてあるんですが、1年間における時間外在校時間の平均時間の推移が載っておりますが、令和6年度においては33時間となっておりますが、令和12年度まで30時間とする、としており、令和7年度、8年度、9年度、10年度はどうするか、というロードマップ的なものは特に設けておりません。

宮里教育長 他にございますか。はい、仲本委員。

仲本委員 私もちっと安里委員と似たような形の感想なんですけれど、この80時間以上以下の割合を100%にする。これがこの資料から読み取れるのはもう令和12年度には100%になるっていう形ですが、やはりちっと遅すぎますよね。正直。やはりこの80時間以上働いていらっしゃる方っていうのは、資料別添3-2の1ページ目ですか、80時間を超える教育職員を早急になくさなければならない、3ですね。これはもう本当に早急だと思うんですよ。なのでやっぱり、ここは細かく、何年までっていうのを12年度ではなくって少し前倒して、やはり緊急性を持って対応したほうがいいかなと思います。文科省的にはこの45時間以下の教職員の割合を100%を目指すっていうふうに書かれていて、令和12年度までに100%

とするのはなかなか難しいかなとは思いますが、令和12年の目標は45時間以上の職員が、10%なり15%なりっていう形で目標にして、やっぱりこの80時間を上回る職員はもう本当に一人一人呼び出して、何が80時間超えるのかっていうのは、もう本当に急いで取り組んでいただきたいなと思いました。少し目標設定をもうちょっと厳しめに設定してもいいのかな、という印象を持ちました。以上です。

宮里教育長 はい、ありがとうございます。今で言うと優先順位としてはもう80時間超えているところからも攻めるというところですよ。他にもございますでしょうか。はい、安里委員。

安里委員 はい、ありがとうございます。先ほど、2ページ目の資料なんかを見ますと、小学校中学校全体ということで示されているんですけども。小学校は30時間ですか、中学校が38時間となっている。これは意外と負担の大きいところからこの優先順位というか、何もかも一遍にはできないと思うので、とにかく中学校だと思えるんですね。中学校の人的配置っていうか。その辺は重点的に取り組んでいくということで示されているので、何をもって、どんな方針で、その中学校にてこ入れをしていくのかっていうところがですね、もうちょっと具体化していくと、もっと解決への糸口みたいなのが少し見えてくるのではないかなと思います。国のQ&Aを見てもですね、負担の大きいところに優先して投入すべきだって示されているので、この中学校の見直し改善のための人の重点配置ですとか、そういったものの基準みたいなものを示していけば、また次の展開に繋がるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。難しいかな。

宮里教育長 休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長 石田課長、どうぞ。

石田課長 中学校の部活動の部分についてお答えします。部活動指導員、文化系、体育系各2名が学校に配置されております。中学校において部活動は在校等時間超過の大きな要因になっているところです。市民スポーツ課と連携しまして、地域展開が1歩でも前に進むように改善してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

宮里教育長 他にもございますか。よろしいでしょうか。それでは、すべての質問が終了ということで、報告1「那覇市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」は終了いたします。ありがとうございました。ここで非公開についてお諮りしたいと思います。報告2は個人に関する情報が含まれるため非公開とすることが適当であると思われる。報告2を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

宮里教育長 はい、では異議なしということで、非公開といたします。よろしくお願いたします。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

宮里教育長 非公開を解きます。以上をもちまして、令和8年度第1回の教育委員会会議定例会を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

案件の審議結果

報告 2	教育長が臨時代理したことについて ※教職員（管理職）の異動について	承認
------	--------------------------------------	----